

Ⅳ 復興の実現に向けて

1 民間団体や県民等との連携

(1) 地域住民等との協働

- 復興計画の推進のためには、県、市町村、企業、NPOや地域活動団体等の民間団体など、多様な主体が役割分担しながら、協働していくことが必要である。このため、これらの主体が情報を共有し、地域の課題を確認するとともに、復興に向けた取組について知恵を出し合うため、各地方振興局を中心に協議の機会を設ける。

(2) 情報の発信

- 県内外、さらには国外でふくしまに対して心を寄せる方々の協力を得ることができるよう、テレビ、インターネットなど、あらゆる媒体を複合的に活用して、本県の現在の姿、復興に向けた取組の状況等、的確な情報を国内外に発信する。

(3) 民間資金を始めとする民間の力の積極的受入と活用

- 本県の復興を進めるためには、行政の取組や公的資金だけでは不十分であり、日本や世界の各地の様々な人々、企業、団体等の民間の資金や知恵など、民間の力を積極的に受け入れ、活用することが不可欠である。このため、こうした企業や民間団体からの各種の提案や協力を受け止めるための窓口を設置し、必要な情報提供や県や各種団体との連携のための調整を行うなどして、企業や民間団体などがそれぞれの力を発揮し、活動しやすい環境の整備に取り組む。

2 市町村との連携

- 地域ごとに状況が大きく異なる今回の災害に対応するためには、最も地域住民に近く、地域の実情を把握している市町村が主体となって、復興に取り組む体制の構築が必要である。そのため、市町村が必要とする権限の移譲と財源の確保に努める。
- 一方、今回の災害では、役場機能を他の市町村に移すことを余儀なくされた町村を始め、市町村の業務遂行体制は著しい打撃を受けている。このため、県は、広域自治体として、市町村に対する迅速かつ的確な人的支援を行う。
- 復興計画に基づき具体的に取り組む場合、その取組が地域の実情に合い、効果的に進められるよう、市町村と連絡調整を密に行う。

3 国への要請

- 本県の復興に関して必要な措置については、政府の復興基本方針にも盛り込まれ、平成 23 年度 3 次補正予算等、国の復興関連予算にも計上されたところである。しかし、原子力災害により土台から崩されてしまった本県の復興を進めるのは、一地方自治体の力では限界がある。また、原子力災害については、事業者及び原子力発電を国策として進めてきた国に全責任がある。そのため、今後とも、県はもとより、市町村を始め県内のあらゆる力を結集し、本県の復興のために必要な取組に関して更なる予算措置や法的措置等を国に対して求めていく。
- また、被災地の復旧・復興を強力に進めるため、国に対して、原子力発電所の立地に伴う財源に代わる、自由度の高い新たな財源措置を求めていく。

4 復興に係る各種制度の活用

(1) 復興基金の設置

- 国からの交付金やクウェート国からの救援金などを活用して福島県原子力災害等復興基金を設置し、復興計画を推進するための事業に活用する。なお、基金に積み立てた交付金については、使い勝手のよいものとするよう国に強く求めていく。

(2) 復興特区制度の活用

- 平成 23 年 12 月 7 日、「東日本大震災復興特別区域法」が成立した。復興特区制度は、規制・手続きの特例措置、税・財政・金融上の支援措置により、行政や民間事業者等の地域における創意工夫を生かした復興の円滑かつ迅速な推進を図るものであり、本県としても、復興計画を実現するための有効な手段として、市町村とともに積極的に復興特区制度を活用する。

【東日本大震災復興特別区域法の概要】

- 震災財特法上の特定被災区域等の地方公共団体が、
 - ① 規制・手続きの特例や税制上の特例等を受けるための計画（復興推進計画）
 - ② 土地利用の再編に係る特例、許可・手続きの特例等を受けるための計画（復興整備計画）
 - ③ 復興交付金を受けるための計画（復興交付金事業計画）を策定。
- これらの計画の国による認定等により、規制・手続きの特例や税制上の特例等の適用、復興交付金の交付が行われる。
- 新たな特例の提案等について協議を行うため、国と地方の協議会を設置することができる。
- 復興推進計画や復興整備計画の作成・実施について協議を行うため、地域における協議会を設置することができる。

(3) 原子力災害からの地域再生等に関する特別法の制定要請及びその活用

- 本県は原子力災害によって、県全域にわたって、放射線による自然・生活環境の汚染、県民の生活・健康不安、人口減少等による地域社会の活力の低下、農林水産業の作付・出荷制限や販売不振、観光集客力や企業立地への打撃など甚大な被害を受け、他県に比べ、自然的・社会的・経済的な諸事情において、県勢全般の基礎条件が著しい地盤沈下を被る事態に直面している。
- この原子力災害の被災地域の特殊事情にかんがみると、①環境回復と民生の安全、②警戒区域等のふるさと再生、③産業活力の再興のための特別の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより、地域の自立的再生に不可欠な基礎条件の回復、地域格差の是正、及び被災地域の均衡ある再整備を図り、美しく住みよい活力あふれる本県の礎を取り戻していく必要がある。しかし、これを行うためには、原子力災害対策特別措置法など現行の法制度では不十分であり、本県に限った地域再生のための特別法を制定することが必要である。
- こうしたことから、本県は、復興基本方針に基づき設置された「原子力災害からの福島復興再生協議会」の場を通じて、原子力災害からの地域再生のための特別法を制定するよう、国に対して求めてきた。
- この福島復興再生特別措置法（仮称）では、特に以下の内容を要望している。
 - ・本県の原子力災害からの復興のための取組は、国策で原子力政策を進めてきた国の責務であることを明記すること。
 - ・以下のような事項を恒久的な措置として体系化した包括法とすること。
 - ・県民の放射線影響からの健康管理
 - ・産業集積の維持・発展を強力に支援するため、復興特区を上回る思い切った税制上の優遇措置や規制緩和の特例措置
 - ・原子力発電所周辺地域の産業構造転換を特に促進するため、他の地域をさらに上回る税制上・金融上・財政上の措置 など
- この福島復興再生特別措置法（仮称）の制定後、法律に基づく特例措置を活用して、復興計画の更なる推進を図る。
- また、県民が第一に望むことは、原子力発電所事故以前の生活に戻ることであり、県民が被った全損害が賠償されることが大原則である。このため原子力損害賠償紛争審査会での審議、指針の策定状況を見極めながら、県民に対する被害の現状、県民の立場を第一に考えた上で、損害賠償に関する特別法の制定を求めていく。

5 実効性の確保

(1) 計画の進行管理

- 復興計画に盛り込まれた各取組が計画どおりに実施されているか、随時、進捗状況を管理するとともに、毎年度点検を行い、有識者や県内各種団体の代表者、県内外に避難している方を含む県民などで構成する第三者機関による評価を受ける。
- 評価結果や社会経済状況の変化等を踏まえて、主要事業の加除・修正を図るなど、適切な進行管理を行う。
- 評価の結果は、県民にわかりやすく公表する。

(2) 復興に向けた取組への重点的対応

- 重点プロジェクトに盛り込んだ事業等は、重点事業と位置づけ、財源の優先的な配分などにより、取組を強化する。
- 復興計画に記載した取組については、部局が連携し、全庁一体となって推進するほか、必要に応じて、推進体制についても検討する。

(3) 復興計画の柔軟な見直し

- 今後の原子力発電所事故の収束状況、避難区域の変更や進行管理の結果等を踏まえて、復興に向けて必要な取組が行われるよう、重点プロジェクトや復興のための取組を加除・修正するなど、復興計画は、適時、柔軟に見直しを行う。